

令和 7 年守山市議会 6 月定例月会議提出予定議案

1 付議件数

専決案件	— 件	その他の案件	3 件
認定案件	— 件	諮問案件	— 件
予算案件	2 件	推薦案件	— 件
条例案件	5 件	提出案件計	11 件
人事案件	1 件	(報告案件)	12 件

提出日 令和 7 年 6 月 6 日

2 議案概要

【議第34号】 令和 7 年度守山市一般会計補正予算（第 2 号）

歳入歳出補正額 77,289千円 （補正後の額 36,760,160千円）

【議第35号】 令和 7 年度守山市水道事業会計補正予算（第 1 号）

資本的収入額 78,000千円 （補正後の額 493,720千円）

資本的支出額 114,230千円 （補正後の額 1,008,357千円）

【議第36号】 守山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 従来から本市のシステムで管理していた住民基本台帳に記録されていない者（以下「住登外者」という。）の情報について、基幹系システムの標準化に伴い、住登外者のマイナンバーその他の情報を一元的に登録・管理する「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として設けられるため、必要な改正を行おうとするもの

- (1) 「住登外者」、「住登外者宛名番号管理機能」および「住登外者宛名情報」等の定義を追加する。
- (2) 特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、住登外者の情報を利用することができるようにする。
- (3) 住登外者宛名番号管理機能で取り扱う事務を別表第 1、別表第 2 および別表第 3 に追加する。
- (4) その他所要の改正を行う。

（施行期日） 令和 7 年10月 1 日

【議第37号】 守山市表彰条例および守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 守山市中小企業振興資金融資審査委員会の廃止に伴い、必要な改正を行おうとするもの

(1) 守山市表彰条例

自治功労表彰の対象者の表から中小企業振興資金融資審査委員会委員を削除する。

(2) 守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例
特別職の職員の報酬額の表から中小企業振興資金融資審査委員会委員を削除する。

(施行期日等)

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

ア 改正後の表彰条例に基づく表彰に当たっては、中小企業振興資金融資審査会委員の在職期間を通算する。

イ 改正前の表彰条例の規定により表彰された者は、改正後の表彰条例の規定により表彰されたものとみなす。

【議第38号】 守山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案

(改正概要) 仕事と育児の両立支援の拡充を図るために、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行おうとするもの

(1) 守山市職員の育児休業等に関する条例

現行の1日につき2時間の範囲において30分単位で取得できる部分休業を第1号部分休業と規定し、新たに第2号部分休業として、1年につき10日相当(77時間30分)の範囲内で1日単位または時間単位で取得できる部分休業を追加する。

(2) 守山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

ア 本市独自の子育て部分休暇についても1年につき10日相当(77時間30分)の範囲内で1日単位または時間単位で取得できる規定を追加する。

イ 出生時(育児期)両立支援制度(職員が仕事と育児の両立に資する制度)の利用に関して、次の支援体制を確立する。

(7) 妊娠または出産等についての申出をした職員または3歳に満たない子を養育する職員へ出生時(育児期)両立支援制度について説明を行う。

(4) 出生時(育児期)両立支援制度の利用に係る職員の意向確認を行う。

(ウ) 子の心身の状況または申出職員の家庭の状況に起因する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に向けて、職員の意向を確認する。

(3) 守山市水道事業および下水道事業の職員の給与の種類および基準に関する条例

部分休業および子育て部分休暇を1日単位で取得することができるようになることから、その勤務しない時間について、給与から減額できるよう規定を追加する。

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和7年10月1日

(2) 経過措置

部分休業および子育て部分休暇の1日単位または時間単位での取得について、施行の日から令和8年3月31日までの間にあっては5日相当(38時間45分)を限度とする。

【議第39号】 守山市税条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行おうとするもの

(1) 個人市民税関係

所得税法の一部改正による基礎控除の見直しおよび地方税法の一部改正による給与所得控除の見直しならびに扶養親族等に係る所得要件の引上げ(いわゆる「103万円の壁」の見直し)に併せて19歳から22歳までの子等を扶養する場合、被扶養者の合計所得が58万円(年収123万円)を超えた場合であっても、収入金額に応じて段階的に控除(最高45万円)を受けられる特定親族特別控除が導入されたことに伴い、所要の規定を整備する。

(2) たばこ税関係

紙巻きたばこと比較して税負担水準の低い加熱式たばこについて、重量および小売価格に応じて紙巻きたばこの本数に換算している現行方式を、重量のみに応じて換算する方式とし、税負担の均衡を図る。

(3) その他

公示送達について、現行の掲示場に掲示する方法に加えて、インターネット上に掲載することで不特定多数の者が閲覧できる状況を整備する。

(施行期日等)

(1) 施行期日

上記(1) 令和8年1月1日

上記(2) 令和8年4月1日

上記(3) 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則
第１条第12号に規定する施行の日

(2) 経過措置

ア たばこ税については、施行の日から令和８年９月末まで６か月間の激
変緩和措置を講ずる。

イ 個人市民税および公示送達に係る経過措置を設ける。

**【議第40号】 守山市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例およ
び守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案**

(改正概要) 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準および特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関
する基準の一部改正に伴い、必要な改正を行おうとするもの

(1) 保育内容支援および代替保育に係る連携協力に関する見直し

家庭的保育事業者等（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育
事業）または特定地域型保育事業者の保育内容支援および代替保育の提供
に関して連携施設（連携する保育園等）の確保が困難な場合にあっては、
小規模保育事業（Ａ型・Ｂ型）事業者等を連携協力を行う者として適切に
確保し、かつ、一定の要件を満たすときは当該連携施設を確保しないこと
ができることとする。

(2) 卒園後の受け皿の提供に係る連携協力

家庭的保育事業者等・特定地域型保育事業者による卒園後の受け皿の提
供に関して連携施設確保が困難な場合にあっては、一定の要件を満たすと
きは当該連携施設を確保しないことができることとする。

(3) 連携施設経過措置の延長

家庭的保育事業者等・特定地域型保育事業者における連携施設等に係る
経過措置を令和12年３月31日まで延長する。

(4) その他

守山市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例に
ついては、法改正に伴いその他所要の改正を行う。

(施行期日) 公布の日

【議第41号】 守山市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
地方税法第404条第２項の規定に基づき議会の同意を求めるもの

いし だ たけ ぞう (前任者： いま え まさ み)
石 田 竹 蔵 (前任者： 今 江 真 巳)

【議第42号】 契約の締結につき議決を求めることについて

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

- 1 契約の目的 速野小学校長寿命化改修建築工事（第1期）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約の金額 金366,938,000円
- 4 契約の相手方

住 所 滋賀県守山市立入町475番地の2

商号および代表者氏名

株式会社 日建

代表取締役 高 橋 武 宏

【議第43号】 契約の締結につき議決を求めることについて

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

- 1 契約の目的 速野小学校長寿命化改修機械設備工事（第1期）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約の金額 金161,766,000円
- 4 契約の相手方

住 所 滋賀県守山市吉身三丁目15番16号

商号および代表者氏名

守山ガス器具センター住設株式会社

代表取締役 林 忠 広

【議第44号】 契約の締結につき議決を求めることについて

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

- 1 契約の目的 守山中学校体育館予防改修建築工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約の金額 金148,357,000円
- 4 契約の相手方

住 所 滋賀県守山市今浜町2530-1

商号および代表者氏名

株式会社 秋村組 守山支店

支店長 宮 原 貴 司

【報告第 1 号】 専決処分の報告について

〔守山市税条例の一部を改正する条例〕（令和 7 年 3 月 31 日付け委任専決第 1 号）

（改正概要） 地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行った。

（1）固定資産税関係

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の特例について、管理者等が申告書を提出した場合は、所有者から申告書の提出がない場合でも適用できることとした。

（2）軽自動車税関係

ア 総排気量125cc以下で最高出力4.0kW以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る種別割の税率を年額2,000円とした。

イ 新基準原付バイクの種別割減免申請を行う場合には、申請書に最高出力等を記載することとした。

ウ マイナンバー免許証の運用開始に伴い、種別割減免申請時のマイナンバー免許証の提示等の手続きについて規定した。

（3）その他字句および引用条項ずれの整備

（施行期日等）

（1）施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

（2）経過措置

令和 6 年度分までの固定資産税および軽自動車税については、従前の例による。

【報告第 2 号】 専決処分の報告について

〔守山市都市計画税条例の一部を改正する条例〕

（令和 7 年 3 月 31 日付け委任専決第 2 号）

（改正概要） 地方税法等の一部改正に伴う都市計画税の課税標準の特例措置（福島復興再生特別措置法の特例措置の削除）の引用条項ずれによる整備を行った。

（施行期日） 令和 7 年 4 月 1 日

【報告第 3 号】 専決処分の報告について

〔守山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕

（令和 7 年 3 月 31 日付け委任専決第 3 号）

（改正概要） 国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税について必要な改正を行った。

（1）課税限度額の引上げ

ア 基礎課税額（医療給付費分）

(現行) 65万円→(改正後) 66万円

イ 後期高齢者支援金等課税額

(現行) 24万円→(改正後) 26万円

※ 介護給付費分は据え置く。

(2) 均等割・平等割の軽減措置の拡大

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずるべき金額の引上げ

(現行) 29.5万円→(改正後) 30.5万円

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずるべき金額の引上げ

(現行) 54.5万円→(改正後) 56万円

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

令和6年度分までの国民健康保険税については、従前の例による。

【報告第4号】 令和6年度守山市繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するもの(一般会計)

【報告第5号】 令和6年度守山市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するもの

【報告第6号】 令和6年度守山市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するもの

【報告第7号】 令和6年度守山市土地開発公社の決算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するもの

【報告第8号】 令和7年度守山市土地開発公社の事業計画および予算について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するもの

【報告第9号】 令和7年度一般財団法人守山野洲市民交流プラザの事業計画および予算について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するもの

【報告第10号】 令和7年度公益財団法人守山市文化体育振興事業団の事業計画および予算について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するもの

【報告第11号】 専決処分の報告について

令和7年1月8日に栗東市大橋二丁目地先で発生した公用車の物損事故に関する和解と本市が支払うべき損害賠償金の額を委任専決処分により決定したことについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの
損害賠償の額 金282,968円

【報告第12号】 専決処分の報告について

令和7年4月10日に守山市洲本町地先で発生した飛び石による車両物損事故に関する和解と本市が支払うべき損害賠償金の額を委任専決処分により決定したことについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの
損害賠償の額 金74,052円